

## 公立大学法人周南公立大学定款の変更について

下記のとおり公立大学法人周南公立大学定款を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日 提出

周南市長 藤 井 律 子

## 記

公立大学法人周南公立大学定款の一部を次のように変更する。

第16条第2号中「及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）」を削る。

第20条第2号及び第24条第2号中「及び年度計画」を削る。

別表の2 建物の表中

「

周南市平原町108 番地	留学生研修所	軽量鉄骨造セメント瓦 葺2階建	457.10
合計			24,162.84

」

を

「

周南市平原町108 番地	留学生研修所	軽量鉄骨造セメント瓦 葺2階建	457.10
周南市学園台843 番地4外	S1号館	鉄骨造（一部コンクリ ート造）陸屋根5階建	6,394.91

合計	30,557.75
----	-----------

」

に改める。

附 則

変更後の定款は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

公立大学法人周南公立大学定款新旧対照表

現行	変更案
<p>(議決事項)</p> <p>第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画(法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)及び<u>年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)</u>に関する事項</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画(法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)に関する事項</p> <p>(3)～(9) (略)</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(9) (略)</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの</p> <p>(3)～(10) (略)</p>
別表(第27条関係)	別表(第27条関係)

現行				変更案			
1 土地 (略)				1 土地 (略)			
2 建物				2 建物			
所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)	所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)
(略)				(略)			
周南市平原町 108番地	留学生研修所	軽量鉄骨造セ メント瓦葺2 階建	457.10	周南市平原町 108番地	留学生研修所	軽量鉄骨造セ メント瓦葺2 階建	457.10
合計			24,162.84	合計			30,557.75